

[論文]

## 「女性活躍」の課題と可能性に関する比較研究 －女性活躍・男女共同参画から「公共の科学」へ－

Comparative Study on the Potentiality and Responsibility of  
the Act on Promotion Women's Participation : Analytical  
Perspective of the Sciences of Public for Gender Equality.

岡庭 義行

山崎 寿美子

栗林 慶

Yoshiyuki OKANIWA

Sumiko YAMAZAKI

Kei KURIBAYASHI

[キーワード] 女性活躍, 男女共同参画, 社会誌, 公共の科学

[Keyword] Women's Participation, Gender Equality, Monograph, Sciences of Public.

### <Abstract>

The purpose of this paper is to describe and to examine the agendas of the women's participation and the gender equality through the monographs based on the several fieldworks. The movement of women's participation and gender equality in Japan are still sluggish, and various subjects have been pointed out. Although there were much the measure and research which put the points of arguments on the discriminations and the social differences by gender and sexuality, it is hard to make growth of societies without the attainment of the gender equality. On the other hand, many subject are left behind and not only the interpretation of problems but also its solutions are expected form them even now.

About 30 years have already passed since Dr. Judith Butler wrote "Gender Trouble". Her works often provoke much discussion and open the door to start the new studies about the gender and sexuality. The notable achievements of her works may be the analytical perspectives of "strategy of survival" and "gender performativity". This study is inspired by her researches and achievements.

The article consists of three research fields which are anthropology, economic geography, and sociology. The discussions of common problems are that women's participation and gender equality are considered as the issues which should solve in society, and regarded as the subjects of public domains. It is also intended that the new science of public is constructed by the engagements and collaborations of various peoples.

# 1. はじめに

## 1-1 男女共同参画の現状と課題

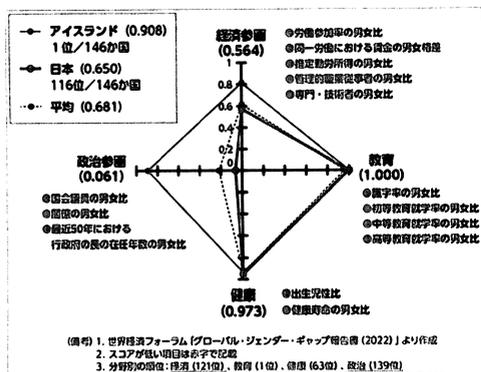
2022年12月に内閣府男女共同参画局がまとめた「女性活躍・男女共同参画の現状と課題」(以下「現状と課題」)は、今般の新型コロナウイルス感染症拡大による女性への厳しい影響を中心として、4つの課題領域により構成されている<sup>※1</sup>。その冒頭で整理された「男女共同参画の現状」では、2022年7月に世界経済フォーラム(World Economic Forum: WEF)が公表したジェンダー・ギャップ指数(GGI)において、日本の総合スコア(0.650)と順位(146カ国中116位)が、チャート図により分野別に分析されている。例年、日本のGGIスコアは、極めて低い状況が続いており、2022年の日本のスコアについても「先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果」[内閣府男女共同参画局2022c]と総括されている[図1]。

WEFのレポートによれば、1位のアイスランドのスコアが0.908で、前年値(0.892)より上昇しているのに対して、日本は前年(120位)より順位は上げたが、スコア(0.656)は下げる結果となった(WEF 2022)。評価の対象となる「政治」「経済」「教育」「健康」の4分野をそれぞれ概観していくと、「教育」(1.00)と「健康」(0.973)が高いスコアを示している一方で、「政治」(0.061)と「経済」(0.564)が、極めて低いスコアを示している。国別順位では、教育分野で日本は146カ国中1位、健康分野は同63位となっており、内閣府は「世界トップクラス」(ibid)と自己評価している<sup>※2</sup>。一方で、政治と経済の女性参画が著しく低迷していることから、結果として総合スコアのポイントを下げている。このようなスコアの不均衡は、かねてより日本のGGIの傾向として、国内外から深く憂慮されてきた[図2]。

GGI 2022が公表される直前の2022年5月、日本政府は、WEFの「ジェンダー平等加速プログラム(Closing the Gender Gap Accelerator)」への参加を決定するとともに、同年6月には「女性版骨太の方針2022」(以下「骨太の方針2022」)を策定した。「骨太の方針2022」では、「女性の経済的自立」「女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現」「男性の家庭・地域社会における活躍」「女性の登用目標達成」の4項目を重点施策として設定し、GGIスコアの改善を含めた総合的な女性政策に努める積極的な姿勢を国内外に表明した。WEFがGGI 2022を公表した2022年7月に実施された参議院選挙では、女性候補者が181人で過去最高の人数となり、女性の当選者は35人、全当選者

順位	国名	値	前年値	前年からの 順位変動
1	アイスランド	0.908	0.892	-
2	フィンランド	0.860	0.861	-
3	ノルウェー	0.845	0.849	-
4	ニュージーランド	0.841	0.840	-
5	スウェーデン	0.822	0.823	-
10	ドイツ	0.801	0.796	▼1
15	フランス	0.791	0.784	▼1
22	英国	0.780	0.775	▼1
25	カナダ	0.772	0.772	▲1
27	韓国	0.769	0.763	▼3
63	イタリア	0.720	0.721	-
79	タイ	0.709	0.710	-
83	ベトナム	0.705	0.701	▼4
92	インドネシア	0.697	0.688	▼9
99	韓国	0.689	0.687	▼3
102	中国	0.682	0.682	▼5
115	ブルキナファソ	0.659	0.651	▼9
116	日本	0.650	0.656	▲4
117	モルディブ	0.648	0.642	▼11

【図1】ジェンダー・ギャップ指数  
『出典』内閣府『共同参画』No.158 (2022d)



【図2】GGIチャート図

《出典》内閣府男女共同参画局 (2022c)

に占める女性割合も28%で過去最高となったことも「骨太の方針2022」において報告されている。ただし、前述の政府の取り組みから当該選挙までの期間が短く、直前に始まった政策の効果が選挙のプロセスと結果に対して反映されたと判断するには、恐らくさらなる精査と議論が必要であると考えられる。

## 1-2 女性活躍と公共化の課題

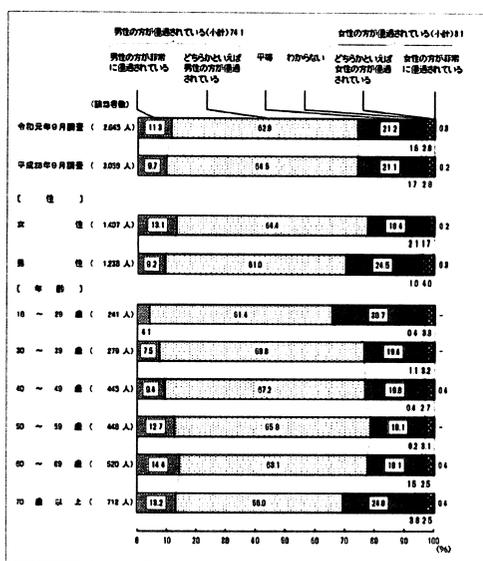
2022年6月3日に開催された「すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議」では、「骨太の方針2022」の重点施策の1つである「女性の経済的自立」を「日本の経済財政運営の改革の基本方針」を支える「新しい資本主義」の中核としても位置づけている。「新しい資本主義」とは、「成長の分配と好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとしたものであり、パートナーシップによる価値創造や人的資本への投資支援等を通して、社会の持続的な発展を企図した経済政策のことである<sup>※3</sup>。この「新しい資本主義」を実現するために「女性の経済的自立」が極めて重要であるこ

とを「骨太の方針2022」で明示するとともに、その取り組みを6項目に整理している<sup>※4</sup>。そして、その最初に設定された改善領域が「男女間賃金格差 (Gender Wage Gap)」であった。

経済開発協力機構 (OECD) によれば、日本の男女間賃金格差は、は2021年22.1%であり、韓国、イスラエルに次いで高い数値が報告されている (OECD 2022)。このような日本の男女間賃金格差の問題を解決するために、「骨太の方針2022」では、その特性を「社内格差 (垂直分離)」と「職種間格差 (水平分離)」に分類して分析を試みている<sup>※5</sup>。

社内格差 (垂直分離) については、2015年に施行された女性活躍推進法 (女性の職業生活における活躍の推進に関する法律) を改正し、「常用労働者301人以上の事業主に対し、男性の賃金に対する女性の賃金の割合を開示することを義務化 (見える化) するとともに、企業に対して同一労働同一賃金の徹底を周知し、さらに労働当局に対して「助言・指導等による法の履行確保」を求めている。職種間格差 (水平分離) については、「女性デジタル人材の育成」「看護、介護、保育などの分野の現場で働く方々の収入の引上げ」「デジタルリテラシーの育成やDX推進のためのリスキリングを目的としたリカレント教育の推進」を掲げている。

もとより、性別により賃金に格差を設けることは法令に違反しており<sup>※6</sup>、厚生労働省は、現実生じている格差縮小のために「男女間の賃金格差解消のためのガイドライン」を策定した (厚生労働省雇用均等・児童家庭局 2010)。このガイドラインでは、男女間賃金格差の背景として女性管理職が僅少である



〔図3〕 男女の地位の平等感  
《出典》内閣府(2019)

ことを指摘し、現状への改善対策として「賃金・雇用管理の見直しのための3つの視点」を提唱している※7。さらに、これらの「視点」に通底した前提として、男女間賃金格差の問題を透明化する必要性を述べている。

男女間の賃金格差だけでなく、「骨太の方針2022」で掲げられた6領域の取り組み施策の中にある「固定的な性別役割分担意識・無意識の思い込みの解消」や「ジェンダー統計の充実に向けた男女別データの的確な把握」なども、従来から指摘されてきた改善事項であると考えられる。例えば、内閣府が実施した「令和元年男女共同参画社会に関する世論調査」では、男女の地位が平等であると答えた割合が21.2%にとどまり、男性の方が優遇されているとされる割合は、男女ともにおよそ回答者の約7割を超えている〔図3〕。

この調査結果により、第5次男女共同参画基本計画では、男女の地位の平等感について、

2025年までに「ほぼすべてを目標としつつ、当面50%」とやや曖昧な表現の数値目標を設定した。ただし、政府が2003年に設定した「202030目標」※8は未だ達成されることはなく、現在も改善のための取り組みが継続していることを勘案すると、2025年までの当該目標値の達成はかなり厳しいことが予測される。一方で、このような見通しの厳しさは、成果目標の設定とその実現に向けた取り組みを決して否定するものでもない。

### 1-3 問題の所在

本論は、以上のような取り組みの途上にある日本の女性活躍・男女共同参画の推進に関して、これまでさまざまな専門分野で蓄積されてきた微視的な事例を比較考察することを通して、「新しい資本主義」を含めた公共領域の課題(以下「公共的問題」という)と接続させ、今後の展望を整理することを目的としている。社会を活性化させるために、女性活躍・男女共同参画の推進は不可欠であることは、研究者の指摘を待つまでもなく、少子高齢化と経済の再生に直面する政府・自治体は、危機感をもって繰り返し政策メニューとして掲げてきた。例えば「骨太の方針2022」では、「人生100年時代を迎え、女性の人生と家族の姿は多様化しており、もはや昭和の時代の想定が通用しない」と、従来にない表現を用いてその緊要性を説いている。

このような公共的問題とは、社会で解決すべき問題と社会が認識した課題のことであり、政策科学を超えて、これまで数多くの「公共」を冠した学問領域が生起してきた。そして、このような「公共の科学」と呼ぶべき学問群は、社会で観察される諸事象を分析・解釈す

ることにとどまらず、多様な人々の「関与 (engagement)」と「協働 (collaboration)」によって、これら公共的問題を解決していくことを目的とした科学のことを企図している。このため、女性活躍・男女共同参画が、公共の問題として認識されるだけでは不十分であり、併行してその解決を目指さなければ、公共の科学の目的は達成できないのである。

現在の政府・自治体は、「見える化」と「数値化」に積極的に取り組み、問題の透明化に努めている。その成果は、徐々に一定の効果を示していると考えられるが、これらの透明化のプロセスは、政策実現の手段であり決して目的ではない。このため、本論では、フィールドワークに基づく実証的な事例研究から女性活躍・男女共同参画の観点を抽出することで、その成果を公共領域の課題として置換させることにより「様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、我が国社会の活性化につながる」道程を精査、明示することをその目途としている（平成26年10月3日、内閣府「すべての女性が輝く社会づくり本部」閣議決定）。

## 2. 分析的視座

本節では BUTLER や ORBAUGH らによる米国社会の史的分析を手がかりに、主に米国における女性活躍・男女共同参画に関する研究史を概観しその分析的視座について考察するものとする [BUTLER 1990, 1993; CRENSHAW 2015, 2019, 2022;

ORBAUGH 2007, 2015; 村田・弓削2017他]。

### 2-1 米国における女性活躍・男女共同参画の社会史

本節では、ORBAUGH による研究成果を手がかりとして、1970年以降の米国における女性活躍・男女共同参画の社会史を概観する。ORBAUGH によれば、特に1972年が米国の大きな「分岐点」であり、この時期に起きた社会的潮流を7つに整理している<sup>※9</sup>。その1つが、男女の平等に基づく雇用機会均等の法律を連邦議会が採択したことであり、この法律以降、米国では性別を理由とした雇用や賃金の差別が禁止された。

1963年に成立した平等賃金法 (Equal Pay Act of 1963: EPA1963) は、最低賃金を定めた1938年の労働基準法 (Fair Labor Standard Act of 1938) を改正したものであり、雇用主及び労働団体に対して、性別に基づく賃金差別を禁止したものであった。しかしながら、EPA1963は、除外される職種が多いことや、そもそも同一の労働に従事している男女を対象としていることから、例えば女性が低賃金労働に従事している場合には、実質的に法律の効力がないことが問題視されてきた。この改正法が成立したのが1972年であった。近年、この法律は、賃金公正法 (Paycheck Fairness Act, 2008) としてさらに改正され、現在に至っている。

1980年代になると「女性学 (Women's Studies)」と呼ばれる学問領域が芽吹きはじめ、東部の少数の先駆的な大学を中心に、正課としての女性学が開設されていった。このことについて、ORBAUGH は、その径路は決して平坦ではなく、千年以上にわたって続

いてきた西洋の学問体系に存在しなかったものを、当時の女性運動の盛り上がりをもってしても方法論から覆すのは「非常に困難だった」と評している。

1990年代は、それまでの女性学の反省から「インターセクショナリティ」の問題が大きく注目された。インターセクショナリティ(intersectionality, 「交差性」)とは、1989年に法律学者のCRENSHAWが提唱した概念であり、「個人」は生物学的な性別だけでなく、民族、信仰、国籍、階級、障がいの有無、言語、経済状況などの複数のアイデンティティが同時に交差するベクトルの中で生きていることを総合的に理解するための概念のことである。また、彼女は、人種差別と性差別など複数の差別が重なりあうことで、個別には生じない特有の差別が発生することや、逆に差別の重複が発生している状態で、それぞれの差別を個別に問題設定してしまうと、その問題自体にブラインドがかかる危険性があることを指摘した<sup>※10</sup>。このようなCRENSHAWのインターセクショナリティの視点は、その後の女性研究に多大な影響を与えたと考えられている。

1980年から1990年代は、「ジェンダー」という概念により性を捉えなおす運動が強まった時期でもあった。すなわち、女性とはジェンダーの枠組みの中に定義づけられるもので、女性だけを研究の対象としたり、女性の変革だけを追求することには限界があるという批判と反省が女性学の内側からも鋭く指摘され、この時期に女性学の多くはジェンダー研究という名称に置きかわっていった。日本で初めてジェンダー研究を目的とした「ジェンダー研究センター(IGS)」がお茶の水女

子大学に開設されたのも1996年のことであった。ジェンダー概念の誕生は、BUTLERの権力論に象徴されるように、前述のインターセクショナリティの議論を深化させ、社会のさまざまな事象と結びつきながら発展することを予感させるものでもあった[BUTLER 1990]。

2000年代になると、ジェンダー研究は、「グローバル化」と「多様な性」という2つの問いに向き合うこととなった。グローバル化により、「私たち」と「私たち以外」ではその社会的な経験や状況に大きな差異が存在することを認識することとなった。このため、米国社会において通用してきた理解モデルは、異なる国家、民族、宗教などの中で生きる人々を理解するためには限界があることから、地域に固有な論理とその差異性を理解する視座へと方法論や理論的枠組みの構築へ移行させる必要が生まれた。また、多様な性の議論は、セクシャリティの諸問題における女性学に大きな修正を迫ることになった。すなわち、従来の生物学的な男性と女性の二項対立の議論から性の多様性を認める議論へ移行することを強く求められる時代が到来したのであった。この点について、ORBAUGHは次のように述べている。「とはいえ、女性の平等と権利の獲得のために行われた運動と同様に、LGBT運動は基本的人権と包摂を謳い、アイデンティティ・ポリティクスと関わるものである」[村田他2017:33]。

## 2-2 公共政策としての女性活躍・男女共同参画

公共政策(Public Policy)とは、個人で解決することは困難であると認識された公共

の問題を社会で解決するための方向性と具体的な手段のことを意味する。また、公共の問題は、さまざまなアクターの認識の差異、利害関係や状況依存性が複雑に絡みあう「入り組んだ問題 (wicked problem)」であり、学問的に分化し高度化・専門化した従来の社会科学では、これらの複雑化した社会問題を解決することには限界があると考えられるようになった。戦後、アメリカの政治学者 LASSWELL が「政策科学 (policy sciences)」という学問領域を構想した背景には、このような社会的な要請があったと考えられている。政策科学の成立は、従来の社会科学を統合して体系化することで、公共政策を実証的に分析する新しい社会科学の誕生を意味していた。

LASSWELL による初期の著名な研究に「自動化の選好 (preference of automation)」と呼ばれる政策決定の分析がある。自動化の選好とは、公共的問題の解決には数量的なデータなどにに基づく客観的な分析に基づく必要があるため、結果として公共政策はシステム化 (自動化) され、政策決定から「政治」が排除されるという考え方である。ただし、実際には公共政策の形成過程で「政治」が排除されることはほぼない。また、アクターとその相互作用の多元性、エリート知識の不均衡と階層化、さらには政策決定者と利害関係者との間の対話の欠如や歪曲など、自動化の選好は、理想的な政策決定であっても、現実的な政策分析には活用できないことが多い。このため、LASSWELL 自身、何度も修正を繰り返し、その後の政策科学の定義や理論・方法は、多様化していくこととなった。

女性活躍・男女共同参画に関する領域でも「自動化の選好」はうまく機能してこなかっ

たと考えられる。なぜなら、女性活躍・男女共同参画の領域で「政治」が排除された歴史を見つけだすことは難しく、且つアクターの多元性も深く広い。このため、そもそも「政治」が排除された男女共同参画の態様を社会はまだ経験したことがないことも留意しておく必要がある。このため LASSWELL の分析と仮説に基づいた理想社会の風景と問題解決のプロセスがどのようなものであるのか、確認しておく必要があると考えられる。本論が事例研究に基づく実証的な分析を試みる背景もこのような要請に基づいている。

### 2-3 多様性の「攪乱」

CRENSHAW のインターセクショナルリティの議論は、一人の個人が、多様なアイデンティティを通時的にも共時的にも同時併存していることを明らかにした点が注目されてきた。このことは、グローバル化や公共政策におけるセクターの多元化の問題にも通底した議論である。すなわち、グローバル化の議論は、米国社会で洗練された理論と方法を世界中の多様な社会や人々に援用することは困難であることを明らかにした。このようなセクターの多元化は、まさにインターセクショナルリティの要諦でもあり、社会階層論と呼ばれる社会学領域を大きく揺さぶることとなった。そして、これらの観点には、女性活躍・男女共同参画の比較研究の必要性が埋めこまれていると考えられるのである。

CRENSHAW のインターセクショナルリティ論は、権力論としても重要な論点を提示している。すなわち、そこには2つの局面が想定される。第1に、女性活躍・男女共同参画の国際化を推進するとき、地域の歴史や固有

の文化を考慮せずに、ある特定の社会経験に基づく施策や活動には、入念なプロトコルが必要であるという点である。共通の理解と相互の尊重が丁寧に構成されない状態で施策を押しつけることは、無自覚な (asymptotic) 強制に他ならない。第2の問題は、ドメスティックな権力の位相であり、インターセクショナルリティ論は、社会内部で形成されたセクシャリティやジェンダーに関する理解や常識を問い直さなければ、やがて、深刻な「攪乱 (subversion)」が生じることを警告していると考えられる。そして、このような微視的な社会関係で生じる価値体系の権威化は、ミクロな権力論として捉え直すことができるかもしれない。

以上のようなインターセクショナルリティ論は、微視的な社会関係において生じる価値体系の権威化として解釈を深めることも可能であり、且つ個性や文化の差異性を尊重したアプローチ方法として言語学や人類学における etic-emic 論にも通底させることもできると考えられる。このため、次節では、フィールドワークによるさまざまな社会的文脈をもつ共同体におけるモノグラフの記述とその分析を通して、多様な女性活躍・男女共同参画の実証的な考察と比較分析を試みるものとする。

### 3. 事例研究

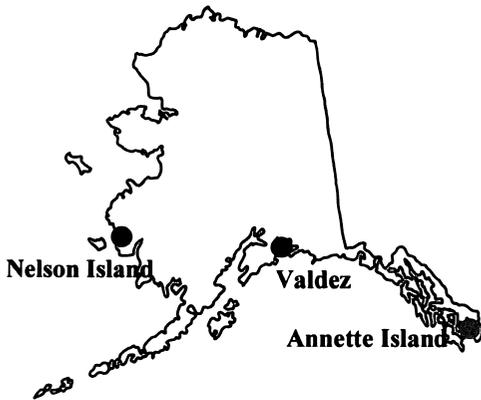
#### 3-1 アラスカ先住民における女性の役割

現地調査に基づくアラスカ先住民研究の嚆矢は、フランスの人類学者 Marcel MAUSS の “Essai sur les variations saisonnières des sociétés eskimo (1904-1905)” であると

言われている。彼は、アラスカ先住民の季節移動とその社会生活の特徴について、微視的な民族誌と精緻な社会理論を用いて詳細な分析と記述を行ったことで知られている。もともと採集狩猟民であったアラスカ先住民は、父系男系の親族原理が優位であると考えられてきた。実際、MAUSS の民族誌もそのように解釈するのが一般的であった。しかしながら、その後の追跡調査により、彼らの社会は、必ずしも父系男系とは考えにくい事例がいくつも看取されることとなった。そもそも MAUSS の民族誌の中ですら、女性が共同体で重要な役割を担っている社会活動の事例が数多く記述されている。

西南アラスカに位置するネルソン島 (Nelson Island) は、その近海にニシンの好漁場を擁していたこともあり、同島に居住する先住民社会の豊かな食生活を支えてきたと言われている。島の人々のニシン漁は、その回遊時期により、毎年5月初旬から6月中旬頃に行われてきたと記録されている。ニシン漁が最盛期を迎えると、約1週間から10日の期間、漁獲したニシンの処理を行うのが女性の役割であるという。女性たちは、ニシンをハママギの茎や葉で作った縄に編み込み、約1ヶ月乾燥させる。乾燥したニシンは冬の主食として保存される。これら一連の作業は、漁業活動を行う男性の負担に匹敵するほど、女性にとって「一年を通じて最も集中力を必要とする仕事である」という。この女性労働について、岡田は次のように述べている。「別の見方をすれば、冬の儀礼や社交を享受できるかどうかはニシン漁の成否によって決定されるのである」[岡田他1992]。

アラスカに貨幣経済の影響が及んだ後も彼



〔図4〕調査地1（アラスカ）

らの漁労活動の重要性は維持されたとされている。ニシンと同様に漁獲されたサケの処理は女性たちが行う。アラスカの先住民たちにおけるサケが供給するカロリー量は高く、栄養価でニシンを上回っているという。また、近年、サケは自家消費以外にも加工や輸出が行われており、貨幣獲得の大きな収入源となっている。伝統的な生業活動にせよ、外部経済と結びついた漁労活動にせよ、女性たちの加工処理が大きな役割を担っていることを社会全体で認識しているため、これらの作業に失敗したり達成できなかったりすることがないように、共同体全体で、慎重且つ適切に女性の活動を支えていることが複数の民族誌により報告されている〔宮岡1987他〕。

アラスカの先住民社会において女性役割が最も顕在化する場面は、男性たちが共同体に持ち帰った獲物の所有権が女性たちに移る瞬間である。共同体に持ち込まれた食料は、その分配と保存、利用方法まですべて女性たちの所有と管理に移行する。この点について、岡田は次のように述べている。伝統的なアラスカ先住民社会では「男と女は生産活動を平

等に分担し、不平等な役割分担に起因する性差別はなかった」。そして、このような平等な分業体制は、アラスカの先住民社会にあまねく看取されると述べている。

平等な分業体制だけでなく、食生活の栄養価においても女性は重要な役割を担っているという。この点について、岡田は「魚、貝、小動物、果実、野生動物など女性たちが確保する食糧は、男性が運んでくる食材とカロリー量においてほぼ匹敵する」〔岡田前掲書〕。

東南アラスカのアネット島に居住する先住民たちもまた、共同体の維持に女性が重要な役割を担っていると考えられてきた。例えば、彼らの文化伝統の基層を成しているトーテミズム (totemism) の基本構造は母系制である。子どものトーテムは、常にその子の母方の女性親族から継承することとなっている。人類学の古典では、このような親族集団は「氏族 (clan)」と呼ばれ、外婚集団としての役割が指摘されてきた。しかしながら、現地での聞き取り調査によれば、現在は外婚集団としての認識は存在していても、実際の社会生活で婚姻規制として働く場面は看取されなかった〔図5〕。

北米北西海岸では、共同体の成員の通過儀礼であるイニシエーション (initiation) においても、女性親族の役割は重要であると報告されている (KEW & Goddard 1978)。成人になるためのイニシエーションを受ける男性は、共同体の儀礼において期待されるパフォーマンスを「上手に演じる」必要があるため、集落から離れた秘密の家に集まって練習を繰り返す。従来の報告では、男性だけがイニシエーションを受けることが報告されてきたが、男性のイニシエーションをサポート

するのは、その男性の女性親族であると記述されている。実際、現地での聞き取り調査では、女性親族のサポートなしに男性のイニシエーションは成功しないという説明が看取された。

以上のように、MAUSS以降、アラスカの先住民社会はこれまで父系男系が強調された民族誌と分析が行われてきたが、実際の社会生活では性別役割分業による協働が行われていることが、追跡調査を実施した岡田や宮岡らにより明らかになった。一方で、論点を女性活躍・男女共同参画に引き寄せたときの課題として、本節では以下の3点に整理し詳述するものとする。

第1に、男女が公平に性別役割を担っていることが、すなわち男女平等と考えることができるかどうかという点である。性別の平等性 (equality) とは、事実や現象だけではなく、機会 (opportunity) や過程 (process) の平等も含意している。この点で、アラスカの先住民社会における機会や過程の平等に関しては、さらなる調査研究と微視的な観察が求められると考えられる。

第2に、そもそも外部社会の解釈 (etic) をもって男女平等の言説を語ることができるのかという点である。インターセクショナルリティの考え方では、特定社会の論理をもって他の社会論理を規定することは困難であることが明らかにされている。自らの言葉と価値体系の中で、彼ら自身が女性活躍・男女共同参画の在り方を規定していくことが、恐らく最も望ましい理解モデルなのではないだろうか。

第3に、対象社会にインターセクショナルリティに基づく接近を試みたとしても、アラス



【図5】女性親族によるイニシエーション  
Annette Island, Alaska

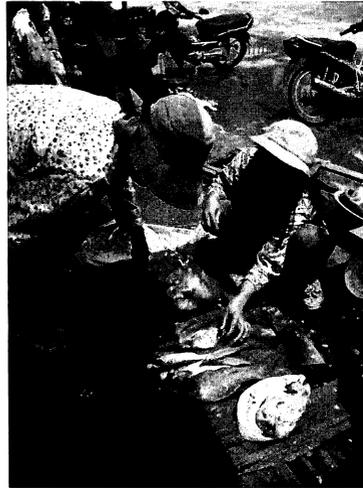
カの先住民社会はマクロ経済や世界システムに必然的に接続し、巻き込まれていくことが容易に予測できる点である。地球上に世界システムから隔離された地域社会は存在しないことは、恐らく必然の事実ではないだろうか。例えば、アラスカで漁獲された水産物の多くは、現在、日本をはじめ多くの国々へ輸出されており、観光による収入もかなりの割合を占めている。また、東南アラスカのアネット島には、第二次世界大戦時、軍事基地が建設された。さらに、1989年、バルディーズでは、大規模なタンカーの原油流出事故により海洋汚染が発生し、先住民たちの文化的な源泉でもあった水産資源が壊滅的な打撃を受けた。グローバリゼーションによる社会変容は、決してアラスカも例外ではなく、むしろ政治的にも経済的にも大国である米国の一部であるアラスカの前住民たちは、外部社会の影響を最も受けている人々であると言えるのかもしれない。

### 3-2 変動するカンボジア社会における女性

日本における男女共同参画の課題を見据えつつ、ここでは、東南アジアのカンボジアに

における男女の捉えられ方と、社会変化にともなう女性のモビリティについて紹介したい。

一般的に、東南アジアの女性は、中国やインドなどと比べて比較的「高いステータス」を享受している、男性と女性の立ち位置は実際のところ対等である、などと言われてきた [Van ESTERIK 1996]。それは、国民の90%以上が農業に従事し、親と子の核家族を中心に、三世代家族、場合によっては拡大家族、そして近隣の親族などが助け合いながら生業を営む社会について言及されてきたものである。女性は、ジェンダーによって明確な分業があるわけではなく男性と同じように生業に従事し、土地は均分相続であり、末娘が残って家と土地をもらう傾向があったり、結婚後は一時的に妻方に居住することが多いことなどから、女系制的な性格をもっていると捉えられてきた。農作物や水産物などを村内や市場で売り現金収入を得るのも、女性のほうが長けており、家計を助ける経済活動にとっても重要な役割を果たしていると認識されてきた。それは、日用品などの小売業や薬局を営む都市部の人々についても同様で、経済取引を担うのは圧倒的に女性が多い。女性は、男

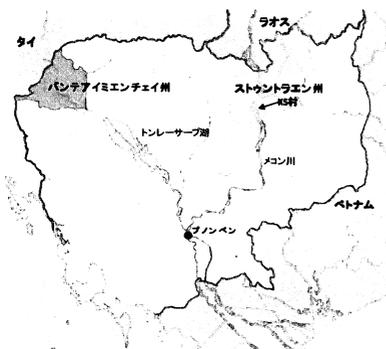


【図7】夫婦で捕った魚を市場で売るKS村の女性

性よりも値段交渉に優れているのみならず、おしゃべりや子連れ同士の助け合いなど、取引の現場を超えて相手との関係性を築いていく [図7]。

こうした状況から、カンボジアの女性は、経済的に自立していて、實際上、経済活動や家庭の領域において男性と対等の立場にある、あるいは補完的な関係にあると評されてきたわけである。母を意味する「**ម៉ែ**」という表現が、〇〇の長（村長、上司など）といったリーダーシップを示す接頭辞にも使われている。かつて筆者も拙書において、女性と家との結びつきを女性の力と捉え、家間関係を維持したり修復したり、外に出ていく男性の行動を方向付けたりする積極的な意味合いをもつと論じたことがある [山崎2008]。

しかし、こうした家や経済活動の文脈からはみえにくいのが、カンボジアの伝統的な道徳観は、ジェンダーによる違いが明らかである。カンボジア人であればこうあるべきという「正しい (proper)」行動は、もちろん男性



【図6】調査地2（カンボジア）

にも当てはまるのだが、学校教育での教科書、民話、格言、カンボジアの90%以上の人々が信仰している上座仏教のテキスト、古典的な歌など、人々の思考やよし悪しの判断を育む教育、文学、宗教などの領域で、理想的な女性像とでもいうような規範が繰り返して説かれてきた。

DERKSが引用している『チュバップ・スレイ (ធូប្បស្រី 女性の規律)』というテキストは、14世紀から19世紀にかけて書かれたモラルや規範を詠んだ韻文で、「スレイ・クルップ・レアッカナ (ស្រីគ្រប់លក្ខណ៍ 完璧に理想的な女性)」という考え方が、世代から世代へと受け継がれてきている。「完璧に理想的な女性」とは、夫、両親、子供たちに、忍耐強く尽くす奉仕者である。たとえ夫が、社会的に弱く貧乏で教育も受けていなくても、醜くても、怠け者で酒飲みであったとしても、妻は夫を支え、彼に尽くす。もしも夫より偉ぶったり彼を見下したりすれば、他人も夫をそのように見て彼の名を傷つけてしまうことになるので、すべきではない。女性の徳・沈黙・優しさ・献身的な姿勢こそが、夫や家族に幸運と平和、名声をもたらすとされているのである [DERKS 2008 : 42-48]。

また、伝統文化や風俗習慣を研究している著名な現地研究者アング・チュリアンも、「女性は仕事を求めて渡り歩いたり、苦勞しながら流浪したりはしない。この種の仕事を担うのは男である」と述べ、女性には、家計から始まって、家の安定、家族の安定など、様々な意味において「安定」が求められてきたとし、男女の領域がはっきりと分けられ、それが互いに補い合っているからこそ家族社会が成り立つとしている [アングほ



【図8】 ストゥントラエン州 KS村の家

か 2019 : 64]。

さらに、女性はセクシュアリティについても危険視されやすい。適齢期の女性は家にとどまり、親族同伴でなければ遠出などもつての他とされる。男性は、美味しい食べ物と同様に、女性を目の前にしたら我慢できない。潜在的に「危険」なのは女性であって、男性はそうした女性に魅了されて名を貶められてしまうと考えられている [LEDGERWOOD 1990]。

筆者が2007年から延べ2年弱にわたって滞在させてもらった、カンボジア北東部にあるストゥントラエン州のKS村でも、類似する話を村人から聞いたことがある。詳細は拙書で紹介しているが、40代後半のYさんによれば、駆け落ちや婚外の性交渉などをして非難されるのは常に女性だという(2010年12月27日)。男性から誘われても女性が身を引き締めていさえすれば、男性は近づけないのだから、女性に落ち度があるとされるのである [山崎 2008 : 128-130]。そして、たとえ男性は名を失いそうになる出来事があって

も、一時的にでも出家をすることで、名誉挽回する道が開かれているのに対し、上座仏教の戒律上出家できない女性には、そうした経路がない。実際、2011年にKS村の20代の男性が村外の女性と性交渉をもったと噂が流れたとき、彼は3日ほど出家した。彼の普段の行ないが良かったことも事を荒立てられずに済んだ理由の一つかもしれないが、それ以降、筆者は彼の噂を聞かなかった。しかしそれが女性であればそうはいかない。

このように、女性は、経済活動における役割や家庭内での発言力の強さという局面ではステータスの高さを強調される一方で、女性であれば家にとどまり夫や家族に尽くすものであるという伝統的な価値観に縛られてきたのである。しかし、現代の若者たちは、こうした女性の立ち位置について、どのように理解しているのだろうか。

近年、カンボジアの経済発展や開発にともない、プノンペンをはじめとする都市部に移動する人々が増えている。村落社会において子供が農業を継がずに賃金労働に出るケースが増加していることも、村を離れる要因になっている。親世代も、出産する子供の数を1~2人にとどめて高等教育まで受けさせ、農業以外の就職先を探せるよう望むようになっていく。かつて村外の移動は男性が中心であったが、女性も積極的に外の世界へでていくようになった。

タイと国境を接するカンボジア北西部にバンテアミエンチェイ州という地域がある。この一農村で2007年に半年ほど滞在させてもらったことがある。それが、2016年に再訪すると、村の家々の多くがもぬけの殻で、残っていたのは高齢者のみだった。村人にど

うしたのかと聞くと、タイへ出稼ぎに行ってしまったという。痩せた土地での農業を手放し、若者たちは、既婚者も未婚者も、より多くの現金収入を得られるタイへ流れていった。彼らは、出稼ぎを斡旋する仲介業者との金銭トラブルや就労ビザ申請の問題などで、カンボジアへ強制送還されるリスクも抱えつつ、一定の収入を得て生計を立てている。そして、新年などに里帰りしては、貯金を使って故郷の家を大きく建て直したりする。

また、家計のためにやむを得ずというだけでなく、土地が肥沃で水資源にも恵まれ、農業や漁業でも食べていける地域でも、都市部への移動が顕著になってきている。先にあげたストウントラエン州は、州人口の多くがラオ人で、かつての移動といえば、親族や知人を頼りにラオスへ向かうケースがほとんどだった。カンボジアの首都プノンペンは、500kmほど離れており、舟で長時間川を下るか、整備されていない道路を進むかで、物理的にも遠い場所であった。しかし、道路が整備され、首都近郊での縫製工場やホテルの建設など、若者の働き口が増えるにつれ、若者たちが積極的に村から首都へ出ていくようになった。首都の高等教育機関や教師養成学校に進学する者も少なくない。こうした傾向は、男性に限ったことではない。そして、若者たちは、生計を立てる目的のみならず、都市部への移動に憧れを抱き、自身の自由や居場所を求めもいる。

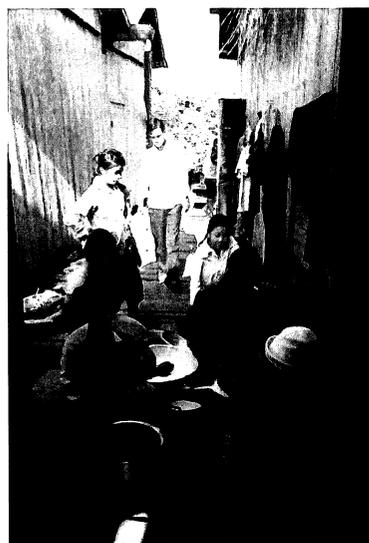
KS村のNさん(30代前半)は、20代後半で同州出身の男性と結婚し、双子の息子をもうけた。夫はプノンペンで部屋を借りて家庭教師を掛け持ちしながら生計を立てており、Nさんは時折プノンペンの住まいに行っては

いたものの、基本はKS村の生家で母親と妹たちと暮らし、息子を育てていた。ところが、プノンペンへの移住を促す夫との意見が合わず、しばらくして離婚した。すると、息子たちを母に預け、「息子たちを養うために働かなくちゃいけない」と言って単身でプノンペンに出て行ったのである。若者たちの間で流行り始めていたFacebookには、化粧をして着飾ってプノンペンのショッピングモールで笑顔でポーズをとっている写真が何度も掲載されていた。夫に促されるとプノンペンは息苦しいから嫌だ、と文句を言って移住を拒んできた彼女が、離婚後に一転して首都に向かったのは、生計手段を得るためだけではなく、彼女に対する噂や、ある意味で単調な村落生活から自分を解き放ちたかったのかもしれない。

彼女の生家の近所に、遠い親戚にあたるTさん(20代後半)の家があった。Tさんの両親は、まだ彼女が中学生の頃に離婚し、酒飲みで女ったらしであった夫に代わって生業の中心を担っていた母は、疲労が溜まって病気になる、しばらくして亡くなった。それを機に、Tさん、Tさんの妹と弟はそろって家を出て、遠い親族を頼ってプノンペンに移住した。Tさんは、縫製工場で働き、しばらくのちに首都近郊出身のクメール人男性と結婚した。しかし、夫が病気になり、KS村に帰省して治療を試みるも、彼は亡くなった。その後、TさんはしばらくKS村に残り、親族のもとで家事手伝いをしながら過ごしていた。村では、みんなが助け合っていて良い、村だからこそ食べられる美味しい料理がある、などと村での生活を誇りながら、他方で、いかにプノンペンでの生活が華やかで、活気に満ちているかを周りの女性たちに語り、しばら

くのちにまたプノンペンへ戻っていった。Nさんが離婚後にプノンペンへ向かった時に頼っていたのがTさんで、同居させてもらいながら働き口を探していた。しかし長続きはせずにまたKS村に戻ってくるという繰り返しであった。村の年配者たちは、「女の子があちこち出歩くもんじゃない」と陰でいいながらも、彼女たちの行動を制するわけでもなく、見守っているように見えた。

TさんやNさんのように、現代カンボジアの若者たちは、伝統的な女性のありかた、モラルを共有しながらも、知人やSNSから発信される情報を目の当たりにし、発展していて洗練された都市世界に憧れを抱き、身の回りに起きた出来事をきっかけに、村を出ていく。しかし、「完璧に理想的な女性」という考え方を「古臭い」と思いつつも、移動先のきらびやかな都市のなかに染まりながら「モダンすぎる」と不安になり、村に戻ってきてはある種の安心を得る。彼女たちはその狭間に揺れている。



〔図9〕お菓子作りに興じるKS村の若者たち

以上はほんの一例にすぎないながら、変動するカンボジア社会に生きる女性の一面を描いた。DERKSも述べているように、若者女性たちの移動は、国の発展においても重要な役割を果たす。今回の事例では詳細を紹介できなかったが、工場で働く女性たちの労働力は、世界市場へ商品を送り出していく原動力となっているし、バンコクへの出稼ぎの例からもわかるように、出稼ぎによって得られた収入が故郷に還元され、親族の生活水準を引き上げたりもする。また、NさんとTさんのような女性たちが語る都市的生活や消費社会の新鮮な話題、SNSで簡単にアクセス可能な情報などを通して、より多くの女性たちが、モダンな生き方に憧れ、伝統的な価値観に目を配りつつも、女性のあり方について多様な意見を生み出していつている。

### 3-3 国内繊維産業における女性労働力

本節では、国内事例の検討として、紡績業や織物業に代表される繊維産業と、その女性労働力について取り上げる。繊維産業は、日本経済にとって重要な位置付けとなる業種であり、近代日本の工業化から高度経済成長期にいたるまで、各地で日本の経済を下支えしてきた。その過程では、地場産業の社会的分業の深化や空間的拡大が起き、また、地方においては農家の労働力が進出工場によって吸収されるなどして、いずれの場合も多くの女性が工場労働に従事し、地域経済や家計に対して重要な役割を担ってきた<sup>※11</sup>。

しかし、1970年代には既に顕著となった、業界の慢性的な体質として続いた人手不足や、プラザ合意後の円高基調と1990年代以降に本格化した輸入品の増加を背景に、繊維産業

の縮小傾向は長く続き、現在、国内で一定の生産量を維持している産地はすでにわずかとなっている（加藤2018）。アパレル市場に目を向ければ、輸入浸透率は97.7%（2018年）に達しており、繊維産業の事業所数や製造品出荷額は1990年頃と比較し、4分の1の水準にまで落ち込んでいる（経済産業省生活製品課2020）。

以下では、そのような繊維産業を、複数の時代と地域の事例研究を参照しつつ、女性労働力の実態的な記述に着目して再整理することで、今後の女性活躍に向けた接続の課題を検討したい。

地場産業としての構造を持つ機業地域の研究は多く行われ、特に生産流通構造の実態分析は蓄積が厚い。

上野[1973]は、秩父織物業の衰退が、当時生じていた需要構造の変化だけでなく、労働力不足によっても引き起こされていることを指摘した。秩父産地は、生産を主導する親機と、親機からの受注により生産工程の一部を請け負う賃機によって構成される、典型的な機業の分業構造がある。1969年の段階では、親機が149軒、賃機が279軒程度あったとされる。賃機は生業的な経営形態が多く、主に中高年齢の女性が労働力として従事していたが、これらの低賃金で加工を受託する労働力が不足していったことに加えて、若年女子労働力の雇用が他業種の進出工場との競合によって困難になったことが、産地の衰退要因となったことが述べられている。

また、上野[1980]は、工場制工業へ移行することなく衰退した事例として、足利織物業産地の最外郭部を形成していた群馬県の邑楽産地の調査も行っている。1919年の時点

で90.1%を占めた産地の賃機は、所有する織機台数がほぼ1台であることから、農家の副業的性格が極めて強いことが指摘されている。また、先進的織物業地域が設備投資により工場制工業へと発展していったことに対し、邑楽産地では、この農外収入を農家の経営規模拡大に利用し、地主化していったことが明らかにされている。

さらに研究対象の時代を遡れば、18世紀の桐生地域を事例とし、女子奉公人が地域間関係の変化にどのような影響を与えたかについて分析をした蓼沼[2001]の研究がある。女子の就労機会は茶摘み奉公か機織り奉公という時代に、織物技能を有する女子奉公人は次第に域外移動が激しくなり、他地域に技術が伝播していったことが述べられ、技術流出を恐れた藩がその移動を制限したことが示されている。本稿の論じる内容とはあまりに時代が乖離した事例ではあるが、女子奉公人を媒介者として生産技能が伝播し、周辺の社会経済的側面に影響を与えたという指摘は興味深い。

地方に進出した繊維産業の工場の事例では、友澤[1989]は、周辺地域への工業シフトと工業の再編成を論じるために、その一つの視座として、工場進出地域を労働市場の側面から考察した。友澤の調査では、天草地方に進出した衣服工業において男子は管理職や工程の責任者のみの採用であり、縫製工が女子雇用であった。また、1987年の時点で、縫製工の女性の平均年齢は30歳代後半が普通であり、中途採用が多かった。この理由については、衣服工場への就職を人材の送り出し側の高校側がよく思っておらず、忌避していることや、同職を経験済のUターン者が域内

に多くいること、さらに、30歳を超えた女性には家計の補助という明確な目的があり、根気よく仕事を続けると見なされていたことが指摘されている。このような雇用形態について、友澤は、衣服工場の進出が域内の女子労働市場に大きな雇用機会をもたらしたと評価する一方、低賃金・不安定労働者を増加させ、地域の周縁的性格を強めていると指摘した。

末吉[1991]は、農村地域の工業化を主導してきた産業の一つとして衣服工業を取り上げ、山形県最上地域において、農家主婦労働力が低賃金かつ柔軟な利用が可能な労働力として重宝され、生産流通構造上の底辺部分を担ってきたことを明らかにした。その役割は、第1に経営基盤の脆弱な地方下請け工場を支えること、第2に農外収入をもって農家家計を支えることであり、地域にとって二重に重要な意味を持っていたという。家計補助に関しては、1970年代前半に当地の衣服工業に就労した農家主婦は、賃金を全額、家計に入金して、精動手当ては本俸と別に支給されていたことも示されている。これが当時、農家主婦の小遣いとして従業者募集の宣伝効果になったといい、当時の農家主婦就労の一端をうかがい知ることができる。しかし、末吉も友澤[1989]と同様に、これらの生産構造は当該地域において国内産業の配置上の「中心-周辺」的な関係を強化し、低賃金基盤の再生産につながっていたことにも言及している。

このように、繊維産業の女性労働力は、地域経済に少なからず影響力を有しながらも、産業や雇用企業の盛衰に対し、受動的な立場を甘受してきた。

その背景には、「昭和の時代に形作られた

各種制度や、男女間の賃金格差を含む労働慣行、固定的な性別役割分担意識など、制度・慣行・意識の3つの要素が相互に強化し合っているという構造的な問題（内閣府男女共同参画局2022c）」が強固に存在していたことが、以下の3点から再確認できる。

それは第1に、繊維産業の労働集約的な特徴が経済情勢に敏感に対応できる量的なフレキシビリティのある労働力を必要とし、その立場を受け入れられる労働者として女性を大量に雇用してきた点、第2に他の製造業と比較し、繊維産業がより女性的な働き口である点、第3に、労働が家内工業や内職、家計補助というかたちで、家族内での役割分担を擬似的に拡張した仕組みに組み込まれている点である。

一方で、このような産業構造においても、女性労働者の行為主体性にフォーカスすると、繊維産業の構造が女性の活躍する素地を奪ってきただけでは言い切れない側面が存在する。また、本節でここまでみてきた研究においても、労働力は原則として生産構造分析の中の従属的な変数として扱われていたが、徐々に労働力の供給側の問題や地域的文脈についての関心が高まり、女性労働力についてのより詳細な実態解明に関心が高まっていった様子は看取できるであろう<sup>※12</sup>。

松井〔2000〕は、1930年代に東洋紡績神崎工場（兵庫県尼崎市）で働いた紡績女性寄宿労働者について調査し、労資の二項対立という枠組みで語られてきた女性労働者像を批判した。一般的に知られる、いわゆる「女工哀史」のような認識と、搾取される労働者という物語に覆い隠されてきた、労働者の主体性についての解明を試みたのである。ここで

は、労務管理や衛生的な寮、女工の休日の外出といった実情から、従来の悲壮なイメージとは異なる就労と暮らしが指摘された。一方で、工場周辺の地域社会からの偏見・蔑視は根強く、女工たちは、紡績で働いたことを誇りに思いながらも、後年に至るまでその経歴を隠す人も少なくなかったとも述べられている。

中澤〔2011〕は、福島県川俣地域の織物業を対象に、産地構造と地域労働市場の変容を、通勤圏・労働力移動圏との関係性から分析している。ここでは、1960年代に大都市との労働市場の競合や進学率の向上などにより、若年労働力の確保が困難になり、それ以前に入職した世代は育児や出産との両立のために通勤圏を縮小させていったことで、産地の労働力調達に滞った実態が明かされている。その後も川俣機業は若年労働力を確保できず、繊維産業の構造不況を経て、織物業を支えてきた女性層の引退と並行して、産地は解体に至ったと述べられている。

湯澤〔2009〕は、それまでの在来産業の研究が、産地としての生産機能を分析するものに偏重したものであったことを批判し、ライフヒストリー分析の手法を用いながら、結城紬産地の「暮らしの総体の中に位置づけ直した紬生産（湯澤2009：12）」を描き出している。零細な家族経営が多かった結城紬の経営体を、家族史と分断せずに総合して検討したことで、家族内で伝承される工芸的要素や、家庭内での家事労働分担、家族構成の変化に従って生じる経営形態の変容などの実態を明らかにした。また、労働者個人の視点に立ったデータも豊富であり、例えば、糸取りに従事する現金収入は、昭和30年代頃までは相

当額あり、それによって家電を買ったり、子や孫に物を買って与えたりという体験が彼女たちにとって大きな喜びであったことなどが紹介されている（湯澤2009：190）。

この湯澤の研究手法に対し、中澤 [2012] は、湯澤の用いた「暮らし」という分析視角が結城紬という小規模家族経営で特に有効であったとし、より事業的な経営形態での分析を試みている。中澤は、福島県伊達市梁川町・保原町のニット製造業を事例として、労働者がライフコースを主体的に編成していくプロセスと地域変動とを結びつけながら、当該地域で女性の内職の活用が進んだ背景について明らかにしている。当地では、企業側がフレキシビリティの高い労働力を必要としたという経営上の都合以外にも、女性側からも内職という働き方を選んだ論理が存在していることが述べられている。さらに興味深いのは、現地の共働き文化の存在である。ニット製造業で得た所得は労働者自身である女性にかなりの裁量があり、車や服飾品、マイホームの取得や子どもの教育費などに充てられていたという。さらに、この内職収入は、ときに夫の収入を上回り、主婦役割・母親役割よりも優先して働くことができたというジェンダー関係が存在していた（中澤2012）。

以上に見てきたように、女性活躍という観点からあえて振り返ると、構造的瑕疵が存在したとも解釈できる繊維産業にあっても、繊維産業での職歴を様々なかたちで自己の重要なアイデンティティとして解釈していると推測できる女性労働者が存在している。これはいわば、国家スケールで想定する女性活躍のモデルでは捕捉できなかった、足元の女性活躍の事例といえるのではなかろうか。検討す

る業種や時代をさらに拡大すれば、より多様な女性労働の活躍の在り方が現れるであろう。また、女性労働力の確保が産地の存立を左右した側面も、人手不足が顕著になりつつある2020年代において示唆的と言えるかもしれない。

女性活躍を実現する道筋では、女性を特定のキャリアモデルやライフ・プランニングに押し込むことなしに、社会経済的立場の上昇と高賃金業種への誘導を実現しなければならない。しかも、女性の人生のあり方は多様化が進み、今後、ライフステージの変化や空間的移動がより複雑なものに変わっていくものと思われる。この点において、過去の事例から、女性が何に規定された結果、何を職として選択してきたのか、丁寧に事例研究を積み重ねていく努力は相当に必要となるものと思われる。

最後に、湯澤の著書から、次のエピソードを紹介したい。

結城紬の糸取りは、中年以上の女性が良質な糸を取るといわれ、糸を紡ぐことで得られる収入と働いているという実感は、しばしば彼女たちの生きがい・張り合いになっていた。ある女性は老齢のため、以前のような細い糸が取れなくなったが、家族は糸屋に「後でお金は返すから、（おばあさんの前では糸を買ったふりをして）糸をもって行ってほしい」と頼んだという（湯澤2009：189）。

このように、糸取りの仕事がかけがえのない人生の構成要素となっていた女性は多かったとされるが、年代が下るにつれ、徐々に女性の就労先も会社勤めへと移り変わり、収入面でも糸取りが伸び悩むようになると、「人並みの基準」を目安とした当地の女性は、仕

事を選ぶときにもはや糸取りを継ぐことを選ばなくなるのである（湯澤2009：191）。

この話を、糸取り業が収入源としての役割を低下させたとき、次世代の女性の就業選択からも外れていったものと解釈することはできる。しかしそうなると、周囲が「ふり」をしてまで続けさせようとした、強い思い入れが生じる職というイメージと相容れない。この話の示唆するところは、女性が何らかの制約下にありながらも働くことを考えたとき、その主体的選択には金銭以外の何らかの互利的要素がその職に少なからずあるということではなかろうか。

#### 4. まとめと展望

かつて、歴史学者の井野瀬久美恵は、日本における女性研究者の増加割合を「超微増」と表現した（井野瀬2016）。井野瀬によれば、2000年から2013年までの女性研究者の割合は年平均0.29%であり、2014年度13.1%、2015年度13.6%と推移していることから、増加してはいるが、微増ではなく「超微増」の状態であると評したのであった。さらに井野瀬は、日本のGGIの「低空飛行状態」（*ibid*）の背景の一つが、この「超微増」の連続であると分析している。

英文学者の小林富久子は、このような日本のGGIの「低空飛行状態」について、「大正期や戦後すぐの時期には、部分的にはフェミニズムの盛り上がりが見られたものの、結局、各種のバックラッシュなどから、挫折ないしは停滞を余儀なくされたこと」を想起させると述べている（小林他2016）。す

なわち、近年の日本のGGIスコアの低迷は、このようなジェンダーをめぐるバックラッシュ（backlash）が、現在の日本社会でも頻繁に発生していることに起因していることを小林は鋭く指摘したのであった。

政府は「経済財政運営と改革の基本方針2022」（2022年6月7日閣議決定）において、「我が国を取り巻く環境変化（新型コロナウイルス感染症、ロシアのウクライナ侵略、気候変動問題等）や国内における構造的課題（輸入資源価格の高騰、人口減少・少子高齢化、潜在成長率の停滞、災害の頻発化・激甚化等）など、内外の難局が同時かつ複合的に押し寄せている」ことから、経済再生と財政健全化に重点的に取り組むこととし、女性活躍・男女共同参画の推進をその中核に位置づけた。この結果、女性活躍・男女共同参画の推進は、少しずつだが施策に前進が見られている分野があるようにも考えられる<sup>※13</sup>。

一方で、これらの取り組みには、多くの課題が山積しているとさまざまな批判を受けているのも事実である<sup>※14</sup>。女性活躍・男女共同参画に係る問題が認識されてから長い歴史を経てきたにもかかわらず、取り巻く環境変化と内外の難局が「同時かつ複合的に」押し寄せてくると、その都度、女性活躍・男女共同参画を施策メニューに取り上げることを繰り返してきた。このように、社会のしくみを変える改革の一步を積極的に踏み出せない（踏み出そうとしない）背景には、恐らく小林の述べる「バックラッシュ」が、現在の日本社会にも存在していると推測される。それでは、なぜこのようなバックラッシュが繰り返されるのであろうか。この問題に関して、本節では以下の3つの論点に整理して今後の

展望を論じるものとする。

第1に、性に関する社会理解、特に女性理解の不完全さが背景にあると考えられる。前述した井野瀬は、日本における女性研究者数の「超微増」の指摘に続き、なぜ女性研究者を支援しなくてはならないのかという理由について、次のように述べている。「それは、専門分野によって差はあるにせよ、研究者、科学者には実力が発揮できる「時期」というものがあり、そこへの弾みをつける助走を含めた「この時期」が子どもを産める時期と重なり、出産後の育児を含めて、女性に多大なる負担を強いる／強いてきたからである」(ibid)。女性活躍・男女共同参画の推進に対するバックラッシュを指摘し続けてきた「研究」という知のフィールドですら、井野瀬が剔抉した女性における「この時期」は、今も昔も変わってはいない。総務省の「2022年(令和4年)科学技術研究調査」によれば、日本の女性研究者の割合は17.8%(175,400人。前年は17.5%)であり、依然、「超微増」の状態を改善したとは言いがたい(総務省2022)。さらに、OECDのデータと比較すると日本は、英国38.7%、米国33.7%、フランス28.3%、ドイツ28.1%よりも低く、特に、日本と同様に少子高齢化に直面する韓国21.0%と比しても日本の課題が浮かび上がってくるのである。慣習や価値意識などの社会的行動領域と異なり、先天的且つ身体的な領域を含む「女性の権利」でもあるリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(Reproductive Health and Rights)を尊重した社会づくりを達成しなければ、女性活躍・男女共同参画は達成されない。すなわち、井野瀬の指摘は、変わるべきは個人で

はなく社会であり、社会が変わらなければ何も変わらないことを示唆しているのである。

第2に、「教育の問題」を克服することの難しさである。教育学者の村田晶子は、早稲田大学の前身である東京専門学校設立の15年後の1879年、大隈重信が現在の日本女子大学の設立を呼びかけ、「学生発布(1872)以来の教育が「男子教育」に偏っており、国家のためにも、国際的な変化のうえでも、「女子教育」を盛大にし、女子大学を設立することが重要だ」と訴えたことを紹介している(小林他2016)。大隈重信が「国家のためにも、国際的な変化のうえでも」重要と述べた女性活躍の視点は、2013年に政府が示した「日本再興戦略」において類似した表現が看取される。

また、法律学者の長沼英明は、1917(大正6)年に臨時教育審議会における鶴澤総明の発言を政府文書の中から掘り起こし、彼が女性活躍に強い思いをもって教育に取り組んでいたことを明らかにしている(岡山禮子他2019)。鶴澤総明は、戦後の東京裁判で日本側の弁護団長を務めたことで知られているが、日本初の女性弁護士を輩出した明治大学の総長を務めるなど、女性の社会進出を支援することにも熱心でもあった。この審議会において、彼は、女性とは社会を構成する「個人」と定義し、「一個の人として値打を解する(中略)人間としての教育を授くるもの」としての女性の教育を整備せねばならないと主張した。評議の結果、同審議会は鶴澤総明の意見に沿って「女子の為に専門学術を教授すべき高等の学校」の設置を答申することを決めたことが、当時の公式文書の中に記録されている。

黎明期の賢人たちにより、女性の地位向上や活躍はその当時大きく前進したことは事実であろう。しかしながら、我々はそのこと以上に、およそ百年前の議論が現在も続いている現実に対して注意を払わなければならないと考える。なぜなら、それは黙して無為拱手を続けた日本の社会的、且つ歴史的な問題の文脈が、現在も払拭されずに続いているという事実に他ならないからである。このような教育分野における改善のための取り組みを加速度的に推進する難しさを正視し、その困難さを社会全体で共有することは、恐らく現代社会の責任ある改善の一步となると思料されるのである。

第3に、女性活躍・男女共同参画に関する言説やパラダイムに限界が生じている点である。近代社会システムの研究で著名なアメリカの社会学者 WALLERSTEIN は、かつて19世紀の社会科学を、再考(rethinking)することだけでは不十分であり、もはや「脱思考(unthinking)」する必要があることを主張した。彼は、19世紀に誕生した社会科学の言説やパラダイムが、20世紀以降、世界で生起する事象を説明することが困難になっていることに気づき、「われわれが史的社会科学を再構築しようとするならば、そのアポリアを克服し、その謎を解き、その隠喩を脱思考することが不可欠なのである」(WALLERSTEIN 2001)と説いた。彼の思想は「脱・社会科学」と日本語に訳され、「われわれの視界をさえぎっている、深くて組織的にもきわめてがっちりつくられている森の、下生えを刈り開こうとする努力の一つ」と定義されている。このような WALLERSTEIN の観点と分析枠を用いて、

日本の女性活躍・男女共同参画を俯瞰すると、2つのことが浮揚してくる。それは、共時的理解の大切さと解釈の脱象徴化である。

第1に、日本における女性活躍・男女共同参画に関する議論が漂流し、飛躍的な改善を生み出してこなかったことは、残念ながら歴史的に事実であると言わざるを得ない。一方で、WALLERSTEIN は、近代以降、世界システムが強化されたことにより、一国家一地域の「出来事」が、さまざまなフェーズで世界と結びついていることを浮揚させた。この結びつきは、近代以前から存在していたが、近代にはより明示的となり、且つ自覚的な現象が世界中で看取されるようになってきた。女性活躍・男女共同参画の問題も例外ではなく、明らかに近代の影響を受けた領域であり、まるで DELEUZE らが述べるリゾーム(rhizome)のように地下でさまざまなセクターや事象と結びついている(DELEUZE & GUATTARI 1980)。このため、これらの問題領域をドメスティックな問題として切り取って個別に理解することには、今や限界があり、通時的な理解とともに、共時的な接近をはかることで、より総体的な理解に接近しながら、議論の漂流を僅かでも緩和する必要があると考えられる。本論において、複数のフィールド事例を比較考察した理由が、まさにこの点にあった。

第2に、女性活躍・男女共同参画に関する議論には、さまざまなメタファーが潜在してきた点である。メタファーによってのみしか、問題事象を解釈したり、解決策の糸口を明示することができなかった領域が歴史的に存在したことも事実であり、本論は、決して従来のメタファーによる「語り」を否定するもの

ではない。しかしながら、本論の冒頭で引用したように「もはや昭和の時代の想定が通用しない」（骨太の方針2022）のであるならば、これらを語る言葉やメタファーの概念も、時代の多様性にあわせて更新していく必要があると考えられる。すなわち、この手続きは、WALLERSTEINが述べたように歴史を「再考」するのではなく、現状を「脱思考」して、未来のための変化と改善を企図することを意味している。それはまったく新しい思考を要求しているものではない。これまでの思考方法を脱皮して、そこから現在の社会的事象や文脈に関して通時的、且つ共時的に接続可能な解釈手続きを再構築していくことに他ならないのである。

歴史的に甘受してきたバックラッシュの問題は、決して、社会が発展する過程で我々が受け入れなければならない宿命ではない。我々がバックラッシュを克服できない理由は、個人の内側にある包摂と平等への忌避感と無知、そしてそれが潜在的なブレーキとなった社会変革の遅さにあると考えられる。そして、このことは女性活躍・男女共同参画が、公共領域の課題でもあることの証左でもあると考えられるのである。

本論の冒頭で引用した男女の平等感に関するアンケート調査において、調査以来、大きな改善が見られず、現在も回答者の約7割以上が平等感を感じられない結果となっているのは、とても憂慮すべき問題である。また、男女間賃金格差は2022年になって初めて発生した問題ではなく、且つ初めて顕在化した訳でもない<sup>※15</sup>。

「見える化」「数値化」の取り組みは、社会に潜在していたさまざまな問題を浮揚させた。

女性活躍・男女共同参画を公共領域の課題と認識するためには、このような手続きは、十分とまでは言えなくとも、恐らく間違っていないと言えるのかもしれない。そして、これらの施策の実現に向けたさらなる努力と不断の精査が重要であることは言うまでもない。一方で、このような「見える化」「数値化」という透明化のプロセスにより、目標の未達も透明化されてしまったことも忘れてはならない。すなわち、これらの施策目標の達成が困難になったときにこそ、冷静な問題の省察と科学的なカウンターを示すことが、男女共同参画や女性活躍を公共の科学として成長させるために、現在の私たちに求められている未来への覚悟と責任なのではないだろうか。

#### 【註】

- 1) 「現状と課題」で整理された課題領域は「男女共同参画の現状」「女性の人生と家族の多様化」「新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響」「男女共同参画を推進する政策」であり、特に、新型コロナウイルス感染症が与えた女性の社会生活への厳しい影響についての浩瀚な報告が行われている。
- 2) GGI 2022では、教育分野で1,000を獲得して同率1位となった国は、日本を含めて21カ国あり、上位127カ国までが、0.9を超えている。日本が「世界トップクラス」であることは間違いないが、日本が唯一無二のトップという訳ではなく、世界の多くの国々が世界の「トップクラス」にあると考えられる。
- 3) 「新しい資本主義」とは、従来の新自由主義経済を是正し、社会課題の解決を付加価値創造の源泉として「成長と分配の好循環」を実現することを目的とした政府のマクロ経済政策のことである。公益資本主義の考え方が背景にあると考えられており、経団連（日本団体連合会）が推進する well-being の向上や

- Society 5.0 for SDGsの実現を目指す「サステイナブルな資本主義」と「軌を一にする」(2022年度事業方針)と理解されている。「経済財政運営と改革の基本方針2022新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～」(令和4年6月7日閣議決定)では、「新しい資本主義に向けた改革」のなかの「社会課題の改革に向けた取組」の1つとして「包摂社会の実現」があり、その施策の1つに「女性活躍」を掲げている。その取り組み例は次の通りである。「男女間賃金格差の開示義務付け」「男性の育児休業取得促進」「女性の参画拡大」「困難な問題を抱える女性に対する支援」「女子学生等の理工系分野の選択促進」「困難な問題を抱える女性に対する支援」「女子学生等の理工系分野の選択促進」。
- 4) 「骨太の方針2022」では、女性の経済的自立を実現するために、取り組み分野を次の6点に整理している。(1)男女間賃金格差への対応、(2)地域におけるジェンダーギャップの解消、(3)固定的な性別役割分担意識・無意識の思い込みの解消、(4)女性の視点も踏まえた社会保障制度・税制等の検討、(5)ひとり親支援、(6)ジェンダー統計の充実に向けた男女別データの的確な把握。
  - 5) OECDによる男女間賃金格差とは、「男性所得の中央値に対する男性と女性の所得中央値の差」と定義され、フルタイム雇用者に関するデータと自営業者に関するデータに分類されている。
  - 6) 労働基準法第4条(男女同一賃金の原則)「使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはならない」。
  - 7) 厚生労働省が提唱した「賃金・雇用管理の見直しのための3つの視点」とは、「公正・明確かつ客観的な賃金・雇用管理制度の設計とその透明性の確保」「配置や仕事配分、人材育成など、賃金・雇用管理の運用面における取り扱いの見直し、改善」「過去の性差別的な雇用管理や、職場に根強く残る固定的な男女の役割分担意識によって事実上生じている格差を解消するための取り組み(ポジティブ・アクション)」。
  - 8) 「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合を、少なくとも30%程度になるよう期待する」(平成15年6月20日、男女共同参画推進本部決定)。ポジティブ・アクションとして取り組んできたが、総務省の「労働力調査(2020年11月)」によれば、管理的職業従事者に占める女性割合は14.8%にとどまっている。なお、「指導的地位」とは、「(1)議会議員、(2)法人・団体等における課長相当職以上の者、(3)専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者」と定義されている(平成19年2月14日、男女共同参画会議決定)。
  - 9) ORBAUGHは「1972年」を米国における女性の権利の結節点になったとして、次の7つの事象を要約している。(1)連邦議会が男女平等に関する修正案を採択し(当該修正案は結果として廃案となったが)その承認のための取り組み活動の経験が蓄積されたこと。(2)学術雑誌『フェミニズム研究(Feminism Studies)』の創刊。(3)女性政策研究センター(The Center for Women Policy Studies: Washington D.C.)の設立。(4)出産に対する女性の権利に関する米国最高裁の判示、(5)連邦議会における男女平等雇用機会均等法の採択、(6)性被害のための緊急相談センターの設置、(7)米国合衆国教育法の修正により高等教育における性差別の禁止(村田晶子・弓削尚子2017)。
  - 10) CRENSHAWが指摘する差別の重複が特定の差別を消滅させてしまう事例としては、1976年の米国のゼネラル・モーターズ(GM)の職業差別に関する裁判や、1991年のアニタ・ヒル事件などが例示される。
  - 11) 本稿で引用した文献に示されたものでは、伝統的機業地である邑楽産地では、1919年の時点で、職工のうち93.2%が女性員であった(上野1980)。地方進出工場の事例では、1990年頃の最上地域の衣服工場は、261人の従業員中85.8%が女子であった(末吉1991)。同様に、天草地方に進出した衣服工業の調査では、1987年の時点で衣服工場の男女比はおおよそ1:9であった(友澤1989)。
  - 12) 先の蓼沼[2001]の研究は、1980年代以降に日本でも女性史研究がさかんになり、女子労

働の具体的内容と男子労働との差異の分析や、特定の「家」経営体の資料を用いた女子労働の具体像の提示などが行われたことを評価しつつも、あえて一群の労働力としての女子奉公人を分析の俎上にのせた研究である。また、中澤 [2010] は「労働の地理学」の立場から労働者の主体的行為を視座に入れた研究について言及し、日本の従来の経済地理学の中にも同様の分析視角を備えた研究が少なからず存在していることを指摘している。

- 13) 日本の女性活躍・男女共同参画に関する施策は、「日本再興戦略」(2013)によって大きく転回したと考えられる。それまで、男女共同参画は、憲法や条約上の人権・平等の問題として議論されることが多かったが、2013年以降、「女性活躍」という表現で、多くの場合、経済政策に位置づけられている。この議論の方向性は、現在の「新しい資本主義」でも同様である。このことは、女性活躍・男女共同参画が推進されなければ、日本経済の再生も発展も担保できないこと、ようやく政府が気づき始めた証左であるかもしれない。しかしながら、女性活躍・男女共同参画の推進が必要な領域は、決して経済分野だけではないことも決して忘れてはならない。
- 14) アメリカの政治学者 KINGDON (2010) をはじめ多くの政治学者によれば、公共政策において、問題が注目されアジェンダ (agenda) が設定されるのは、重大事件 (focusing event) の発生や社会指標の変化のほか、選挙、専門家による分析、司法判断などがあるという。例えば、日本で2000年に施行されたストーカー規制法(「ストーカー行為等の規制等に関する法律」平成十二年法律第八十一号)は、1999年に埼玉県で発生したストーカーによる痛ましい殺人事件がきっかけとなり、議員立法で可決されたものであった。この法律は、2013年に改正されているが、改正の契機となったのも2012年に神奈川県で発生したストーカー事件であった。また、社会指標に関しては、少子高齢化の数値割合や失業率などが政策の立案や実行に影響を与えていることは言うまでもない。さらに、司法判断では、婚外子の遺産相続制限の是正(2013年最高裁判決)や女性の再婚禁止期間の一部見直し

(2015年最高裁判決)などが社会的な注目を集めた。一方で、GGIのスコアと順位が世界に公表される2ヶ月前に「骨太の方針2022」が策定された事実は、KINGDONによるアジェンダの原則からすれば典型的な政策事例と解釈することも可能であるが、多少場当たりの対応と批判されても仕方のないタイミングであったかもしれない。2023年1月に国会に政府の施政方針演説で発表された「異次元の少子化対策」についても、少子化は社会指標の変化によって明らかにされた問題ではなく、且つ何か大きな重大事件や裁判により注目されたものでもない。女性活躍・男女共同参画に関する議論の長い歴史を考えると、これらは、重大事件、社会指標、司法判断等が発生する前(人々が不利益を受ける前)の予防的な施策が望まれる領域であると考えられる。

- 15) 歴史学者の弓削尚子は、なぜジェンダー教育を行わなければならないのかという問いに関して、次のように自身のエピソードを述べている。「高校でカナダにいた時、仲良くなったブラジル人の男の子がゲイだった。彼は私が初めて出会ったLGBTコミュニティの人間だが、決してそれは真実ではなく、日本ではオープンになることが「恥」だったり「タブー」にされているだけで、私は確実に当事者に出会っているけど、知らないだけと思った時、ジェンダー・スタディーズに興味が出てきた」(村田晶子・弓削尚子2017)。恐らく、社会を変えることや人々の思考や意識を育てていくためには「知る」という過程が必要であり、この点で「教育の問題」は、女性活躍・男女共同参画の議論、すなわち公共領域の課題の解決にとって大きな意義と役割があるものと考えられる。

#### 【参考文献】

- アング・チュリアン、プリアプ・チャンマーラー、スン・チャンドゥブ (2019) 『カンボジア人の通過儀礼』吉野實 [訳] めこん。
- BUTLER, Judith Pamela (1990) *Gender Trouble: Feminism and the Subversion of Identity*. Routledge. 竹村和子訳『ジェンダー・

- トラブーフエミニズムとアイデンティティの攪乱—』青土社 (1999).
- (1993) *Bodies that Matter: On the Discursive Limits of “Sex”*. Routledge. 佐藤嘉幸〔監訳〕竹村和子・越智博美・河野貴代美・三浦玲一〔共訳〕『問題=物質(マター)となる身体—「セックス」の言説的境界について—』以文社 (2021).
- CRENSHAW, Kimberlé Williams (2015) *Who Intersectionality Can't Wait*. Washington Post, September 24, 2015.
- (2019) *Seeing Race Again*. University of California Press.
- (2022) *On Intersectionality: Essential Writings*. The New Press.
- DELEUZE, de Gilles & Félix GUATTARI (1980) *Mille plateau: Capitalisme et schizophrénie*. Editions de Minui. 宇野邦一, 小沢秋広, 田中敏彦, 豊崎光一, 宮林寛, 守中高明〔共訳〕『千のプラト—資本主義と分裂症—』河出書房 (2010).
- DERKS, Annuska (2008) *Khmer Women on the Move: Exploring Work and Life in Urban Cambodia*. University of Hawai'i I Press, Honolulu.
- GOLDIN, Claudia (2014) “A Grand Gender Convergence: Its Last Chapter.” *American Economic Review*, vol.104, No.4, pp.1091-1119.
- 井野瀬久美恵 (2016) 「日本の「戦略」としてのジェンダー—男女共同参画と次代育成」『学術の動向』2016年10月号.
- 加藤秀雄 (2018) 「繊維・アパレル産業をめぐる生産・流通構造変化の特質と分析視角」『埼玉学園大学紀要 経済経営学部篇』No.18, pp.57-70.
- 経済産業省生活製品課 (2020) 『繊維産業の現状と経済産業省の取組』.
- KEW, Della & P.E. Goddard (1978) *Indian Art and Culture of the Northwest Coast*. Hancock House Pub Ltd.
- KINGDON, John (2010) *Agendas, Alternatives, and Public Policies (2nd edition): Update Edition, with an Epilogue on Health Care (originally published in 1984)*. Longman.
- 小林富久子・村田晶子・弓削尚子〔共編著〕 (2016) 『ジェンダー研究/教育の深化のために—早稲田からの発信』彩流社.
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 (2010) 『男女間の賃金格差解消のためのガイドライン』.
- LASSWELL, Harold Dwight (1948) *Power and Personality*. Norton.
- LASSWELL, Harold Dwight & Daniel LERNER eds. (1951) *The Policy Sciences: Recent Developments in Scope and Method*. Stanford University Press.
- LEDGERWOOD, Judy (1990) “Changing Khmer Conceptions of Gender: Women, Stories, and the Social order.” Ph.D.diss., Cornell University.
- 松井美枝 (2000) 「紡績工場の女性寄宿労働者と地域社会との関わり」『人文地理』No.52(5), pp. 483-497.
- 宮岡伯人 (1987) 『エスキモー—極北の文化誌—』岩波書店.
- 村田晶子〔編著〕 (2012) 『復興に女性たちの声を—「3・11」とジェンダー(震災後)に考える23』早稲田大学出版局.
- 村田晶子・弓削尚子〔共編著〕 (2017) 『なぜジェンダー教育を大学で行うか—日本と海外の比較から考える—』青弓社.
- 内閣府 (2019) 『令和元年男女共同参画社会に関する世論調査』.
- 内閣府男女共同参画局 (2022 a) 『女性版骨太の方針2022(女性活躍・男女共同参画の重点方針2022)』.
- (2022 b) 『令和4年版男女共同参画白書(令和4年6月)—「あなたらしい」を築く「あなたらしい」社会へ—』.
- (2022 c) 『共同参画』No.157(令和4年7月号).
- (2022 d) 『共同参画』No.158(令和4年8月号).
- (2022 e) 『女性活躍・男女共同参画の現状と課題(令和4年12月)』.
- 中澤高志 (2010) 「労働の地理学」の成立とその展開」『地理学評論 Series A』No.83(1), pp.80-103.
- (2021) 「在来型産業地域の構造変容と地域労働市場—福島県川俣地域における織物業を事例に」『人文科学論集』No.57, pp.69-95.

- (2012) 「ニット製造業の地域労働市場と女性のライフコース：職歴を中心に」『大原社会問題研究所雑誌』No.650, pp.49-63.
- OECD (2022) *OECD Employment Outlook 2022: Building Back More Inclusive Labour Markets*. OECD Publishing, Paris (<https://doi.org/10.1787/1bb305a6-en>).
- 岡田宏明・岡田淳子〔共編著〕(1992)『北の人類学』アカデミア出版会.
- 岡庭義行 (2013) 「〈災害とジェンダー〉におけるダイバシティの課題」『帯広大谷短期大学紀要』No.50, pp.1-24.
- 岡山禮子・吉田恵子・平川景子・武田政明・細野はるみ・長沼秀明〔共著〕(2019)『近代日本の専門職とジェンダー—医師・弁護士・看護職への女性の参入—』風間書房.
- ORBAUGH, Sharalyn (2007) *Japanese Fiction of the Allied Occupation: Vision, Embodiment, Identity* (Brill's Japanese Studies Library, vol.26). Brill.
- (2015) *Propaganda Performed: Kamishibai in Japan's Fifteen-Year War* (Japanese Visual Culture, Volume: 13). Brill.
- 総務省 (2020)『2020 (令和4) 年科学技術研究調査』総務省統計局.
- 末吉健治 (1991) 「最上地域における衣服工業の展開と農家の就業形態」『経済地理学年報』No.37(1), pp.61-83.
- 蓼沼綾子 (2001) 「上州東毛地域における地域間関係と女子奉公人」『弘前大学国史研究』No.110, 21-33.
- 友澤和夫 (1989) 「周辺地域における工業進出とその労働力構造」『地理学評論 Ser. A』No.62(4), 289-310.
- 上野和彦 (1973) 「秩父織物業の変容」『地理学評論』No.46(6), pp.397-407.
- (1980) 「群馬県邑楽地方における農村織物業の展開」『東京学芸大学紀要 (社会科学)』No.32, pp.57-70.
- Van ESTERIK, Penny, ed. (1996) *Women of Southeast Asia*. Dekalb, IL: Center for Southeast Asian Studies, Northern Illinois University.
- WALLERSTEIN, Immanuel Maurice (2001) *Unthinking Social Science: The Limits of Nineteenth-Century Paradigms* (2<sup>nd</sup> edition: Revised reprint originally published in 1991). Temple University Press. 本多健吉・高橋章〔監訳〕『脱社会科学—十九世紀パラダイムの限界—』藤原書店 (1993).
- WEF [World Economic Forum] (2022) *Global Gender Gap Report 2022*.
- 財務総合政策研究所 (2022)『男女間賃金格差の国際比較と日本における要因分析 (仕事・働き方・賃金に関する研究会「一人ひとりが能力を発揮できる社会の実現に向けて」第4回発表資料)』財務省.
- 山崎寿美子 (2018)『カンボジア北東部のラオ村落における対人関係の民族誌—もめごとへの間接的な対処法』めこん.
- 湯澤規子 (2009)『在来産業と家族の地域史ライフヒストリーからみた小規模家族経営と結城紬生産』古今書院.